

議 長 日程第5「議案第6号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与に
ついて所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひし
ます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第6号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について御説明させていただきます。

改正する内容は2つでございます。1つ目は扶養手当見直しでございます。
近年、官民とも配偶者にかかる手当が縮小傾向にあることや、子に要する経費
の実情について国全体で少子化対策が推進されることを踏まえ、段階的に配偶
者にかかる手当を廃止するとともに、子にかかる手当を増額するものでござい
ます。2つ目は地域手当の見直しでございます。これまで市町村単位での支給
区分の設定から、都道府県を基本とする支給地域の設定に見直され、改正に要
する原資の状況等を踏まえ、段階的に支給割合の引上げが行われることになり
ました。本町におきましては近隣市町との均衡を図りつつ、財政状況を踏まえ、
地域手当の支給割合を見直すものでございます。なお、本議案は施行期日の違
いから、第1条、第2条の条立てによる改正を行っております。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、松田
町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条）関係の新旧対照表
を御覧ください。左側の改正案でございます。

第9条の扶養手当でございます。扶養手当に対する規定でございますが、扶
養手当の月額是一般職員給料表の適用を受けている7級職（課長級以下）の職
員で、配偶者の月額を1人につき3,000円に、8級職（参事級）の職員は支給し
ない規定を改め、扶養親族の孫等につきましては、7級職（課長級）以下の職

員で1人につき6,500円、8級職員（参事級）の職員は3,500円に、また、扶養親族の子につきましては1人につき1万1,500円に改めるものでございます。

10条第3項第3号では、現行の「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」）という文言に改めるものでございます。

次ページをお願いいたします。10条の2、地域手当でございます。第2項では規定している地域手当の率を現行の100分の3から100分の6に改めるものでございます。

次ページ、3ページをお願いいたします。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係の新旧対照表でございます。第9条の扶養手当に対する規定で、現行の第2項中1項の「配偶者」を削り、第2号を第1号として、以下第3号から第6号まで1号ずつ繰り上げ、同条第3項では、扶養手当の月額が扶養親族の孫等については一般職員給料表の適用を受けてる7級職（課長級以下）の職員で、月額は1人につき6,500円、8級職（参事級）の職員は3,500円、また、扶養親族の子につきましては、1人につき1万3,000円に改めるものでございます。

次ページをお願いします。4ページでございます。第10条の第1項第2号中では、現行の「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改めるものでございます。また、第3項中、第3項第5号中では、現行の「前条第2項第1号及び第3号から第6号まで掲げる扶養親族」を「前条第2項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」）」というふうに改め、第4号では現行の「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」の文言に改めるものでございます。

最後に2ページ戻っていただきまして、議案本文2ページでございます。附則でございます。第1項では、この条例の第1条は令和7年4月1日から施行するものでございます。第2項では、この条例の第2条は令和8年4月1日から施行するものでございます。なお、参考資料につきましては、先般全員協議会で御説明させていただきました資料を添付させておりますので、後ほど御高

覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 今、説明いただいたんですけども、ちょっとほとんどね、よく分からないんですよ。もう少しゆっくりですね。基本的には、なぜ、その附則のところ、第1条令和7年4月1日から、第2条令和8年4月1日から、そこで分けたという理由もですね、ちょっと明確な説明ない…ないですし、とうとうと説明はいただいたんですけども、ちょっと私としてはですね。どの部分が、先ほどちょっと地域手当というふうなところもあったんですけど、それはもう新旧対照表の2ページのところの部分だけだということでもよろしいのかね。その辺を含めてですね、再度ちょっと説明いただきたいと私は思いますが、ちょっと議長のほうでね、それ、今ので皆さんがちゃんと理解できたかどうか含めて、御指示をいただきたいと思います。

参事兼総務課長 すみません、じゃあ、もうちょっとゆっくり御説明をさせていただきます。まず初めに、新旧対照表の第1条関係と第2条関係で分けた理由としまして、施行日が違うということがまず1点ございます。

まず、第1条関係の第9条の扶養手当につきましては、こちらにつきましては、まず扶養親族についての規定でございます。扶養親族、要は配偶者。配偶者につきましては、今、7級職、課長級以下の職員は配偶者の月額を1人につき今度3,000円に。8級職員、参事級の職員は支給しない規定。要は、配偶者に対してはそういう規定を改めます。それ以外で、扶養親族の孫と、孫等という規定がございますので、それらにつきましては7級職以下の職員では1人につき6,500円、8級職については3,500円にします。また、先ほど前段の説明の中で改正する内容としまして、要はお子さんにかかるお金が結構かかっている、国の施策でもそれを重点的にやっていくという形の中で、今現在扶養親族の子供につきましては、今現在、今度令和7年4月からは1人当たり1万1,500円に改めるものです。それが第9条の第3項の規定でございます。

その次から、第10条につきましては、これは文言の訂正ということで、現行では扶養親族たる配偶者とか、父母等という言い換えを、この文言を前条第2項第1号及び第3号から第6号にかかる扶養親族、これを以下扶養親族たる配偶者、父母等に改める規定でございます。

次ページめくっていただきまして、地域手当でございます。

議 長 すみません、ここまで分かりますか。大丈夫ですか。

参事兼総務課長 どうです、分かりませんか。何が。

9 番 井 上 ちょっとその辺で区切っていただいて。このですね、第9条第3項の6,500円が3,000円になりましたよね、扶養親族。それは、子は入るんですか、入らないんですか。子は含めて、6,500円が3,000円になったので、その下の扶養親族の子で1万1,500円になったというのは、実質的に1万4,500円もらえるということなんですか。

参事兼総務課長 それでは、すみません、一番最後の参考資料2を見ていただいたほうが分かりやすいかと思うんですが。要は、1番のこの表でございますね。配偶者、配偶者のところで、配偶者って要は奥様、奥様ですね。奥様が要は令和7年度3,000円。お子さんが1万1,500円という形の説明と、それ以外に、扶養親族の規定の中で、扶養するその孫とかもその対象になるので、それが前第9条の第3号の中の、前項第3号から第6号までにかかる扶養親族が今度は1人につき6,500円という形になります。要は、この表の中では…の中の記載につきましては、1人につき、一番初め、1人につき3,000円が配偶者のことを言ってます、一番最後の1万1,500円がお子さんのことを言ってます。ただ、中間に6,500円とかいう記載があるんですが、これは給与条例のほうで位置づけております項目がございまして、扶養親族たる配偶者父母等で…の中で…ごめんなさい。満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある孫とか、満60歳以上の父母及び祖父母とか、そういうような規定があつて、その人たちが今度は6,500円になりますよという規定です。お分かりですか。

9 番 井 上 そうするとですね、その新旧対照表の1ページですよ、そこで第3項のところに、以下扶養親族たる配偶者、父母等というというのが現行ですよ。そ

れが除かれちゃってますよね、改正案では。扶養親族の定義が。だからそれは、先ほどの参考資料2では、全部それは配偶者だよという説明なんですけれども…になってますよね、参考資料は。（私語あり）違うの。参考資料…参考資料は、扶養手当の額は全部これ配偶者とこれだけに…これだけですよね。そうしたら、例えば父母とかはなくなっちゃったというふうな理解でいいんですかね。ちょっとその辺もよく分からないんです。

参事兼総務課長　　もう一度御説明をさせていただきます。まず、扶養手当、これ参考資料2の表でございますが、まず配偶者、7級、課長級以下とか、8級、参事級以下って書いてありますね。令和5年度はそれぞれ6,500円と3,500円、現行で支給をさせていただきます。奥様に対しては。令和7年度から、7級、課長級以下については3,000円、8級については支給しないということが、これが9条の第3項の前段ですよ。掲げる扶養親族については1人につき3,000円、一般職給料表の適用を受ける職員で、その職務が8級以下である者は支給しない、ここが、要は奥様が今まで6,500円から今度3,000円、課長職…参事級はもう支給しないよと、ここは奥様のことを言っております。

その下、前項第3号から第6号まで係る扶養親族についてはというのは、これはここの新旧対照表のほうには記載はないんですが、こちらにつきましては、対象となるのが満22歳に達する日以後の最初の3月31日までである孫、満61歳以上の父母及び祖父母、それから満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある兄弟という形になって、あと心身に著しい障害のある者ということがここで規定されておるんですが、今、議員がおっしゃられるように、この資料の表には記載がありません。表には記載がないだけで、そういうような規定がかえられます。また、あと子供につきましては、一番最後の扶養親族たる子、1人につき1万1,500円ということで、この参考資料2の表と同額を記載させていただいております。ここが一応そういうような内容でございます。よろしいでしょうか。（「そこは分かりました。」の声あり）

議　　長　　大丈夫ですか。ほかの方も大丈夫ですか。（「附則の説明をもう一回。」の声あり）

参事兼総務課長 附則の説明は、一番分かり易いのはやっぱりこの参考資料2だと思います。要は、配偶者…ごめんなさい。扶養手当のまず見直しが、令和7年度、7級、課長級以下の職員が3,000円、8級職員、参事級は支給しない。子については1万1,500円で、これらについては7年度、ですから、施行日が7年4月1日。あと、それに併せて地域手当の見直し、次ページになります地域手当が今度は6%になります。それが7年度から実施なので、次ページの100分の3を100分の6という形にさせていただいております。

9 番 井 上 大体分かりました。確認ですけれども、先ほどのその21歳以上でしたっけ。の子とか、61歳以上の父母が扶養親族になっている場合は、そこはもう7年度施行分も8年度施行分も変わらないという理解でよろしいですか。（「はい。」の声あり）分かりました。終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 番 北 村 地域手当の支給割合なんですけれども、3%から6%ということで、他市町村に比べて随分少ないようにお見受けするんですけれども、これはどのような根拠でこの6%というところを決定されましたでしょうか。よろしくお願いたします。

参事兼総務課長 ただいま地域手当のほうにつきましてはですね、参考資料のほうにも記載をさせておるんですが、参考資料2枚目ですね、神奈川県に勤務する国家公務員地域手当支給割合ほか抜粋ということで、海老名市から、座間市から一番最後、南足柄市、中井町、大井町という中で、6年度におきましては、松田町というのは、本当は地域手当は支給されていない地域でございます。そこを今まで3%という形で支給させていただいておったので、今回国のほうは4%の基準でやってくださいという話なんですけど、うちのほうはその倍、倍という形で、6%ということで。やはり、今、議員がおっしゃられたように、他町とのやっぱりバランスって考えるとちょっと低いというのは御指摘のとおりなんですけど、うちのほうもそういう財政状況とか踏まえながらですね、6%に決定させていただいたという次第でございます。

議 長 よろしいですか。

1 番 北 村 ありがとうございます。
議 長 ほかには質疑ございますか。大丈夫ですか。
質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。